

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	子ども・子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

印西市は、子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

印西市長

公表日

令和6年9月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務
②事務の概要	児童福祉法、子ども・子育て支援法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、以下の事務を行う。 1. 給付対象施設の登録 2. 支給認定事務: 保育の必要性に応じて認定を行い、台帳を作成し、認定証や通知書等を交付する。 3. 利用調整: 入所選考基準に基づき、施設別、指数順、入所希望状況等の各種リストを作成する。 4. 契約及び給付: 契約内容を入力し、事業所からの請求に対して審査、支払処理を行う。 5. 利用者負担額の収納管理 6. 交付金申請: 支給実績等情報、給付費に係る台帳情報を国のシステムと連携する。 7. 情報提供ネットワークシステムを介した情報連携 8. マイナポータルによるサービス検索・電子申請機能での受領 9. マイナポータルのお知らせ機能での通知
③システムの名称	子ども子育て支援システム、統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども子育て支援情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表9、127の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第8条、第68条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・なし(子ども・子育て支援に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表9、127の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17、155の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康子ども部保育課
②所属長の役職名	保育課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 〒270-1396 千葉県印西市大森2364番地2 電話 0476-42-5111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康子ども部保育課 〒270-1396 千葉県印西市大森2364番地2 電話 0476-42-5111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 1. ②事務の概要		下記を追記 8. マイナポータルによるサービス検索・電子申請機能での受領 9. マイナポータルのお知らせ機能での通知	事前	
平成29年4月1日	I 1. ③システムの名称		下記を追記 サービス検索・電子申請機能	事前	
平成29年4月1日	II 1 いつ時点の計数か	平成27年9月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	II 2 いつ時点の計数か	平成27年9月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年6月29日	I 5. ②所属長の役職名	保育課長 田口 光浩	保育課長	事後	
平成30年6月29日	II 1 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年6月29日	II 2 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	500人未満	500人以上	事後	
平成30年6月29日	II 2 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	I 5. ①部署	健康福祉部保育課	健康子ども部保育課	事後	
令和1年6月28日	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部情報管理課	総務部総務課	事後	
令和1年6月28日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	健康福祉部保育課	健康子ども部保育課	事後	
令和1年6月28日	II 1 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	Ⅱ 2 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ リスク対策	—	項目の追加	事後	様式変更による新設
令和2年6月30日	Ⅰ 3. 個人番号の利用	・番号法第9条第1項及び別表第一（8、94の項） ・平成26年内閣府・総務省令第5号第8条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項及び別表第一（8、94の項） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8条、第68条	事後	
令和2年6月30日	Ⅰ 4. ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ：なし （別表第二における情報紹介の根拠） ：13、116の項	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「別表第二省令」という。） （別表第二における情報提供の根拠） ：なし（子ども・子育て支援に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない） （別表第二における情報照会の根拠） ：13、116の項 （別表第二省令における情報照会の根拠） ：第10条の3、第59条の2	事後	
令和2年6月30日	Ⅱ 1 評価対象の事務の対象人数は何人か	1, 000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和2年6月30日	Ⅱ 1 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年6月30日	Ⅱ 2 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	500人以上	500人未満	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月30日	II 2. いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年6月30日	IV 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○] 接続しない(入手)	[] 接続しない(入手)	事後	
令和2年6月30日	IV 6. 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	[十分である]	事後	
令和3年6月30日	II 1. いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年6月30日	II 2. いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年6月30日	IV 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[○] 委託しない	[] 委託しない	事後	
令和3年6月30日	IV 4. 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	[十分である]	事後	
令和4年6月30日	I 4. ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」という。) (別表第二における情報提供の根拠) : なし(子ども・子育て支援に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠) : 13、116の項 (別表第二省令における情報照会の根拠) : 第10条の3、第59条の2	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」という。) (別表第二における情報提供の根拠) : なし(子ども・子育て支援に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠) : 13、116の項 (別表第二省令における情報照会の根拠) : 第10条の3、第59条の2の2	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月30日	Ⅱ 1. いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年6月30日	Ⅱ 2. いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年6月30日	Ⅳ 8. 監査	[☐]自己点検 [☐]内部監査 [☐]外部監査	[☐]自己点検 [☒]内部監査 [☐]外部監査	事後	
令和4年6月30日	提出時期に係る説明	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	変更前の記載を省略	事後	
令和5年6月30日	Ⅰ 4. ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」という。) (別表第二における情報提供の根拠) :なし(子ども・子育て支援に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠) :13、116の項 (別表第二省令における情報照会の根拠) :第10条の3、第59条の2の2	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」という。) (別表第二における情報提供の根拠) :なし(子ども・子育て支援に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠) :13、116の項 (別表第二省令における情報照会の根拠) :第10条の3、第59条の2の2	事後	
令和5年6月30日	Ⅱ 1. いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年6月30日	Ⅱ 2. いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月27日	I 3. 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項及び別表第一（8、94の項） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8条、第68条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項及び別表9、127の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第8条、第68条	事後	
令和6年9月27日	I 4. ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「別表第二省令」という。） （別表第二における情報提供の根拠） ：なし（子ども・子育て支援に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない） （別表第二における情報照会の根拠） ：13、116の項 （別表第二省令における情報照会の根拠） ：第10条の3、第59条の2の2	（情報提供の根拠） ・なし（子ども・子育て支援に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない） （情報照会の根拠） ・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表9、127の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17、155の項	事後	
令和6年9月27日	II 1. いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年9月27日	II 2. いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	